足利市の公害対策事前協議の手引き

　１．事前協議の対象建築物

次に定める建築物で､その用途に供する部分の建築確認申請を行なう場合が、事前協議の対象となります｡

（１）工場、作業所（農作業所を除く）

（２）ガソリンスタンド、危険物の貯蔵場

（３）畜舎

（４）廃棄物処理場

（５）スーパーマーケット（床面積が1000㎡を超えるものに限る。）

（６）飲食店（主として酒類を提供する飲食店または床面積が500㎡を超えるもの限る。）

（７）公衆浴場、娯楽場

（８）旅館、共同住宅（共同住宅にあっては５階建て以上のものに限る。）

（９）病院、診療所（ベッド数が100床を超えるものに限る。）

（10）（１）から（９）に類する用途に供する建築物及び特に必要と認める建築物

　（10）で規定する建築物は、クリーニング店（取次ぎ店を除く）、ボイラー室、ペット店、堆肥舎（動物の糞尿置場）、鮮魚センター、スナック・居酒屋、社員食堂（厨房を有するもの）、立体駐車場、その他周囲への影響が大きいと考えられる建築物や公害関係法令に該当する施設が入ることが考えられる建築物を対象とします。

　また、倉庫、事務所、理容院、ドラッグストアー及び共同住宅等に併設されるプロパン庫などは対象から除外します。

　個々の具体例については、環境政策課にお問い合わせください。

　２．事前協議の対象者

事前協議の対象者は、建築主です｡

建築主の委任を受けた代理者（設計士等）でも差し支えありませんが、次に該当する場合は建築主が同席し、十分な事前協議をすることが望ましいと考えられます。

○工場等の建築で、公害関係法令が該当する場合

○法律等の遵守のための対策や苦情発生の未然防止のための対策が必要な場合

○将来、公害苦情等発生の恐れが強い場合

３．事前協議の事務手続

建築計画

【公害対策計画】

○建築工事による周辺への影響

○建築後の事業活動による周辺への影響

【事前協議書への記載】

○新増築等計画欄の記載内容確認

○公害防止対策欄の該当欄チェック・記載

○添付書類の確認

公害対策事前協議書

付近見取図・平面図・立面図・建築物その他の敷地内配置図・排水経路図・機械類配置図・仕様書・他

記載内容の確認

【提出部数】　**３部　正本１部（図面類添付）**

提　　　出

　　　　　　　　　　**副本２部（図面類不要）**

協　　　議

【協議事項】

○公害発生の恐れの有無

○公害防止の対策、方法

○環境への配慮

○公害関係法令等に基づく届出

○必要に応じた現地指導・協議

完了･副本返却

【副本２部の返却】

○留意事項・指導事項（赤色で付記）の確認

○受付印・指導済印の確認

建築確認申請

【建築確認申請書へ添付】

現地調査

【特に必要がある場合に実施】

○今後の対策について協議

４．記載要領

協議書の中に例示のある場合は該当する事項を○で囲み、必要に応じて必要事項を記入してください。なお、紙面の都合等で記入しきれない場合は、余白部分又は別紙（書式自由）により対応してください。なお、都市計画法、建築基準法、工場立地法、消防法等の他法令に該当する場合は、あらかじめそれらと整合がはかられるように注意してください。

事前協議書の記載上の主な注意事項は次のとおりですが、その他、記入上で不明な点等がありましたら環境政策課までお問い合わせください。

（１）記入上の注意

|  |  |
| --- | --- |
| ①建築主住所・氏名 | 　法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名。 |
| ②代理者 | 　建築主から委任を受けた代理者の住所、氏名、電話番号。法人等の場合は担当者名も記入してください。　委任状の添付などは不要。 |
| ③建築場所 | 　建築物の建築場所の地番。複数のときは代表地番。 |
| ④建築場所の用途地域 | 　都市計画法で定められた用途地域。住居系の場合は種別も記入してください。 |
| ⑤建築の種類 | 　建築確認申請でいう新・増・改築と異なり、事業に着目して次の区分によってください。新築…　その場所で新たに事業を行なうにあたり建築物を建てること。増築…　事業拡大等にともない建築物を建てること。改築…　建築物の老朽化等にともない建築物を建てること。 |
| ⑥建築物の構造 | 建築物の主要部分の構造のこと。 |
| ⑦建築物の名称 | 工場名、店名など建築物を特定する名称。仮称でも可。 |
| ⑧建築物の用途 | 工場、百貨店、飲食店など建築物の用途。 |
| ⑨事業内容 | 　プラスチック製品の塗装、自動車部品のプレス加工、カラオケスナックなど、対象建築物内での具体的な内容を記載してください。 |
| ⑩床面積 | 申請に係る床面積と事業場全体の床面積。 |
| ⑪敷地面積 | 　申請に伴い新たに増加する分の敷地面積と事業場全体の敷地面積。 |
| ⑫添付図書 | 事前協議書に添付した図面等を○で囲んでください。 |
| ⑬設備等の概要 | 　公害発生に係る主な設備について、建築にあたり新たに設置する設備を新設数に記入してください。 |
| ⑭届出等 | 公害関係法令等該当の要否を記入してください。 |
| ⑮公害防止対策欄 | 　建築主において講じようとする対策計画について該当する□にレ印を付し、必用に応じて○で囲むか必要事項を記載してください。記載しきれない場合は別紙(書式自由)か別記公害対策欄に記載してください。 |

（２）添付図書

協議書等の正本には次の図面等を添付してください。**副本への添付は不要です。**

○付近見取図（事業予定地周辺の現況図で付近の様子がよく表されたもの）

○建築物の平面図

○建築物の立面図

○建築物やその他施設の敷地内配置図

○排水経路図（敷地内配置図中に排水経路が記入されている場合は省略可）

○機械・設備等の建築物内配置図（平面図中に配置が記入されている場合は省略可）

その他、状況に応じて

◇建築物の構造図（特に騒音の発生しやすい工場やカラオケを使用する事業所等では、外壁の構造図・断面図等）

◇機械・設備等の仕様書・パンフレット

◇公害対策施設の仕様書・パンフレット

◇公害等環境保全計画書

◇公害測定データ

◇工場調書

◇その他

５．留意事項

　現在の建設工事は、機械化・大型化しており大きな騒音・振動が発生しやすく、住宅等の密集地で行われることも多いため、その被害の範囲も広くなっています。また、解体工事や外壁への吹き付け塗装等が粉じんや悪臭の原因ともなります。

　建設工事を行う際には付近住民から苦情が提起されないよう事前に対策を検討し、公害防止対策への積極的な努力をお願いします。

　また、建築にともない公害関係法令に該当する施設の設置等がある場合は、事前に必要な届出を行うとともに規制基準を遵守しなくてはなりません。規制基準内あるいは規制基準の対象外の施設であっても、周辺住民からの苦情が提起されないよう充分注意し対策を行う必要があります。

　次に掲げる事項は主な注意事項ですので、これ以外の事項についても充分配慮してください。

（１）建築・解体工事について

◇　工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、低騒音･低振動の工法及び機械を採用してください。特に、住宅密集地域での杭打作業には注意してください。

◇　工事現場周辺の住民には、事前に、建築物の用途、工事概要、作業時間、防音･防振対策等について説明し、理解を求めてください。

◇　建設工事の進行状況を常に監視し、また、周辺住民からの苦情に迅速に対応するため、現場における公害防止関係の責任者をあらかじめ選任しておいてください。

◇　下請業者を使用して工事を施工する場合には、その作業内容を把握し、工事が完了するまで公害防止対策について充分な指導をしてください。

◇　車両を運行する場合には、通行経路や時間帯等に配慮してください。また、搬入搬出路の清掃に努めてください。

◇　解体作業や吹き付け塗装等を行う場合は、散水したり、防じんシート等を活用するなど、周辺に配慮してください。

◇　早朝や夜間の工事は極力行わないようにしてください。やむをえず工事を行う場合には、あらかじめ付近住民に説明し了承を求めるようにしてください。

◇　建築廃材等は現場で焼却しないこと。

◇　特定建設作業を行う場合は、現場責任者が作業開始の７日前までに届出を行ってください。なお、周辺住民への周知のため、建築現場に杭打等の工程表を掲示することも望ましい方法です。

◇　特定粉じん排出等作業を行う場合は、現場責任者が作業開始の14日前までに届出を行ってください。作業基準を遵守してください。

◇　面積が500㎡を超えた埋立てを行なう場合は、条例に基づく許可が必要です。別途、手続きをしてください。

（２）大気・悪臭関係

◇　使用燃料はできるだけ良質なものを使用してください。

◇　排気口（煙突、ダクト、換気扇等）がある場合は周囲への影響を配慮し、位置･向き･高さ等に注意し、隣接住宅側への排気を避けてください。

◇　ボイラー・焼却炉など公害が発生する施設がある場合は、管理規定･管理日誌を作り、日常の管理を徹底してください。

◇　屋外焼却は行わないこと。焼却する場合は、公害対策の講じてある廃棄物焼却炉を導入してください。

◇　粉じんを発生する作業を行う場合は、集じん装置を設置するなど防じん対策を行ってください。

◇　臭気を発生する作業を行う場合は、廃ガス洗浄装置を設置するなど悪臭防止対策を行ってください。

◇　臭気防止のため消臭剤やマスキング剤等の利用を検討してください。

◇　発生施設等を密閉化することを検討してください。

◇　有機溶剤等の悪臭が発生する物質については、保管上の注意をするほか、発散の防止など取り扱いに充分注意してください。

◇　動物を飼育する場合は、排泄物の処理や場内の清掃に努めるとともに、鳴声にも配慮してください。

◇　汚水や水路、廃棄物置場から発生する臭気に注意してください。

（３）水質関係

◇　規制対象外の排水であっても、適正な処理施設を導入してください。

◇　汚水の種類・量に応じ、油水分離槽、中和装置、凝集沈殿装置、生物処理装置など適正な処理施設を設置してください。

◇　排水処理施設の処理能力を超えないよう注意してください。特に設備の増設をともなうときは汚水量の正確な把握に努め、排水処理施設の処理能力との均衡をはかってください。

◇　汚水を排出する施設や排水処理施設がある場合は、管理規定･管理日誌を作り、日常の管理を徹底してください。

◇　油類を保管する場合は雨水がかからないようにするとともに、防油堤を設置してください。

◇　油類流出の恐れのある事業所では、３槽以上の油水分離槽を設置するとともに、オイル吸着マット等を常備してください。

◇　汚水に臭気がある場合は、水路や排水処理施設を密閉化するなど、悪臭防止に配慮してください。

◇　汚水や燃料の配管を地下に埋設する場合は、配管の腐食に注意してください。

◇　排出水の地下浸透は行わないでください。

◇　浄化槽放流水の敷地内処理をする場合は、事前に浄化槽担当課と協議してください。

（４）騒音･振動関係

◇　騒音･振動発生型工場は、住居密集地域には立地しないようにしてください。

◇　使用機械はできるだけ騒音･振動の小さい方式のものを選んでください。

◇　騒音･振動発生設備を設置する場合は、工場建物中央部に配置する等して保有距離（敷地境界、特に隣接家屋との距離）を充分にとってください。

◇　防振バネ･ゴム等を活用したり壁や基礎を厚くするなど、設置をするときに騒音･振動の未然防止を図ってください。

◇　壁の外側へ遮音効果のあるもの、内側に吸音効果のあるものを使用するなど、防音の効果を発揮するよう建築物の構造に注意してください。

◇　二重窓、二重扉、アルミサッシを適宜利用し、ガラスの厚さにも注意してください。

◇　窓や出入口を開放しての騒音発生作業は行なわないようにしてください。

◇　カラオケ、有線放送･ラジオ、屋外スピーカー、拡声器等の使用の際には、周辺に迷惑をかけないよう時間帯や音量、スピーカーの向き等に充分に配慮してください。

◇　動物を飼育する場合は、鳴声に注意してください。